



2012年3月13日 第2012-015号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

対象者の基準設定廃止

## 高年齢者雇用安定法改正法案国会提出

政府は、3月9日、雇用と年金の接続を確保する観点から、高年齢者雇用安定法の改正法案を閣議決定、国会へ提出しました。

この法案は、公・労・使三者構成の労働政策審議会で答申した法案要綱を法案化したもの

です。現行法の9条2項に規定されている「継続雇用制度における労使協定による対象者の基準設定」を廃止することなどを内容としています。

### 高年齢者雇用安定法改正法案の概要

#### 1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

継続雇用制度の対象となる高年齢者について、事業主が労使協定で定める基準により対象者を限定できる仕組みを廃止。

##### 【経過措置】

現行の労使協定による基準は2025年3月31日まで効力があるので、年金支給開始年齢にあわせて、現行の基準を適用することができる。

昭和28年4月2日～30年4月1日生まれ	61歳未満希望者全員	61歳以上基準適用
昭和30年4月2日～32年4月1日生まれ	62歳未満希望者全員	62歳以上基準適用
昭和32年4月2日～34年4月1日生まれ	63歳未満希望者全員	63歳以上基準適用
昭和34年4月2日～36年4月1日生まれ	64歳未満希望者全員	64歳以上基準適用
昭和36年4月2日以降生まれ	65歳未満希望者全員	

#### 2. 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。これまでの対象は「連結子会社」(議決権50%以上)だったが「関連子会社」(議決権20%以上)に拡大する。

#### 3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

#### 4. 施行期日

2013年4月1日までに施行する。